

第2回智頭町議会定例会会議録

平成24年7月4日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 諸般の報告
- 第 3. 議案第57号 専決処分について
- 第 4. 議案第58号 専決処分について
- 第 5. 議案第59号 専決処分について
- 第 6. 議案第60号 専決処分について
- 第 7. 議案第61号 専決処分について
- 第 8. 議案第62号 専決処分について
- 第 9. 議案第63号 専決処分について
- 第10. 議案第64号 平成24年度智頭町一般会計補正予算（第1号）
- 第11. 議案第65号 平成24年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第12. 議案第66号 平成24年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第13. 議案第67号 平成24年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第14. 議案第68号 平成24年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第15. 議案第69号 平成24年度智頭町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 第16. 議案第70号 平成24年度智頭町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第17. 議案第71号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 第18. 議案第72号 智頭町定住宅地の無償貸付及び無償譲渡に関する条例の制定について
- 第19. 議案第73号 旧塩屋出店及び西河克己映画記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第20. 議案第74号 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

- 第 2 1. 議案第 7 5 号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第 2 2. 議案第 7 6 号 智頭町副町長の選任について
- 第 2 3. 陳情について
- 第 2 4. 発議第 4 号 智頭町政治倫理条例の廃止について
- 第 2 5. 閉会中の継続調査の事務・事業について
- 第 2 6. 議員派遣について

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 諸般の報告
- 第 3. 議案第 5 7 号 専決処分について
- 第 4. 議案第 5 8 号 専決処分について
- 第 5. 議案第 5 9 号 専決処分について
- 第 6. 議案第 6 0 号 専決処分について
- 第 7. 議案第 6 1 号 専決処分について
- 第 8. 議案第 6 2 号 専決処分について
- 第 9. 議案第 6 3 号 専決処分について
- 第 1 0. 議案第 6 4 号 平成 2 4 年度智頭町一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 1. 議案第 6 5 号 平成 2 4 年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 2. 議案第 6 6 号 平成 2 4 年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 3. 議案第 6 7 号 平成 2 4 年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 4. 議案第 6 8 号 平成 2 4 年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 5. 議案第 6 9 号 平成 2 4 年度智頭町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 6. 議案第 7 0 号 平成 2 4 年度智頭町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 7. 議案第 7 1 号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 第 1 8. 議案第 7 2 号 智頭町定住宅地の無償貸付及び無償譲渡に関する条例の

制定について

- 第19. 議案第73号 旧塩屋出店及び西河克己映画記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第20. 議案第74号 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 第21. 議案第75号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第22. 議案第76号 智頭町副町長の選任について
- 第23. 陳情について
- 第24. 発議第4号 智頭町政治倫理条例の廃止について
- 第25. 閉会中の継続調査の事務・事業について
- 第26. 議員派遣について

1. 会議に出席した議員（12名）

1番	中野 ゆかり	2番	平尾 節世
3番	田中 潔	4番	安住 仁志
5番	岸本 眞一郎	6番	徳永 英太郎
7番	石谷 政輝	8番	中澤 一博
9番	国石 俊	10番	酒本 敏興
11番	谷口 雅人	12番	西川 憲雄

1. 会議に欠席した議員（なし）

1. 会議に出席した説明員（16名）

町	長	寺谷 誠一郎
副町	長	石谷 雅文
教育	長	藤原 一彦
病院事業	管理者	西尾 稔
総務	課長	金児 英夫
企画	課長	葉狩 一樹
税務	住民課長	藤原 孝
教育	課長	長石 彰祐
建設	農林課長	岡本 甚一郎

山 村 再 生 課 長	山 本 進
地 籍 調 査 課 長	安 藤 充 憲
福 祉 課 長	岸 本 光 義
総 務 課 参 事	矢 部 整
税務住民課参事兼水道課長	西 沖 和 己
会 計 課 長	寺 坂 英 之
病 院 事 務 次 長	寺 谷 和 幸

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事 務 局 長	河 村 実 則
書 記	村 上 り え

開 会 午前11時08分

開 会 あ い さ つ

○議長（西川憲雄） ただいまの出席議員は12名であります。定数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（西川憲雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、3番、田中 潔議員、4番、安住仁志議員を指名します。

日程第2. 諸般の報告

○議長（西川憲雄） 日程第2、諸般の報告を行います。

智頭町議会基本条例に基づき、平成24年5月16日から18日に実施した議会報告会の報告につきましては、お手元に配付したとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3．議案第57号

○議長（西川憲雄） 日程第3、議案第57号 専決処分についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第4．議案第58号

○議長（西川憲雄） 日程第4、議案第58号 専決処分についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5．議案第59号

○議長（西川憲雄） 日程第5、議案第59号 専決処分についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第6．議案第60号

○議長（西川憲雄） 日程第6、議案第60号 専決処分についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第7．議案第61号

○議長（西川憲雄） 日程第7、議案第61号 専決処分についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第8. 議案第62号

○議長(西川憲雄) 日程第8、議案第62号 専決処分についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第9. 議案第63号

○議長(西川憲雄) 日程第9、議案第63号 専決処分についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西川憲雄） 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第10．議案第64号

○議長（西川憲雄） 日程第10、議案第64号 平成24年度智頭町一般会計補正予算第1号を議題とします。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立 11名）

○議長（西川憲雄） 起立多数です。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11．議案第65号

○議長（西川憲雄） 日程第11、議案第65号 平成24年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を議題とします。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(西川憲雄) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第66号

○議長(西川憲雄) 日程第12、議案第66号 平成24年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(西川憲雄) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第67号

○議長(西川憲雄) 日程第13、議案第67号 平成24年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(西川憲雄) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14．議案第68号

○議長（西川憲雄） 日程第14、議案第68号 平成24年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（西川憲雄） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15．議案第69号

○議長（西川憲雄） 日程第15、議案第69号 平成24年度智頭町介護保険サービス事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（西川憲雄） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16．議案第70号

○議長（西川憲雄） 日程第16、議案第70号 平成24年度智頭町水道事業会計補正予算第1号を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（西川憲雄） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第71号

○議長（西川憲雄） 日程第17、議案第71号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（西川憲雄） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第72号

○議長（西川憲雄） 日程第18、議案第72号 智頭町定住宅地の無償貸与及び無償譲渡に関する条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(西川憲雄) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第73号

○議長(西川憲雄) 日程第19、議案第73号 旧塩屋出店及び西河克己映画記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(西川憲雄) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第74号

○議長(西川憲雄) 日程第20、議案第74号 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の一部改正についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(西川憲雄) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21. 議案第75号

○議長(西川憲雄) 日程第21、議案第75号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(西川憲雄) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22. 議案第76号

○議長(西川憲雄) 日程第22、議案第76号 智頭町副町長の選任についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

寺谷町長。

○町長(寺谷誠一郎) このたび追加提案しました議案につきまして、その概要を説明します。

議案第76号 智頭町副町長の選任につきましては、石谷雅文氏の副町長辞任に伴い、新たに金児英夫氏を選任したいので、本議会の同意を求めます。

以上、追加議案について説明しました。よろしくご審議いただきますようお願い

いたします。

○議長（西川憲雄） 総務課長は退席願います。

（総務課長 退席）

○議長（西川憲雄） 提案理由の説明は終わりました。

これから日程第22、議案第76号 智頭町副町長の選任についての補足説明及び質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間については、会議規則第56条の規定により、議長において制限を設けることがありますので、ご承知ください。

日程第22、議案第76号 智頭町副町長の選任についての補足説明を求めます。

矢部総務課参事。

○総務課参事（矢部 整） 議案第76号 智頭町副町長の選任について。

次の者を智頭町副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、本議会の同意を求めます。

智頭町大字智頭1642番地44、金児英夫。昭和28年8月1日生まれ。以上です。

○議長（西川憲雄） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時20分

再 開 午前11時21分

○議長（西川憲雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第22、議案第76号 智頭町副町長の選任についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(西川憲雄) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

(総務課長 復席)

日程第23. 陳情について

○議長(西川憲雄) それでは、日程第23、陳情についてを議題とします。

3月22日の議会において継続審査とした陳情について、審査が終了した旨報告がありましたので、民生常任委員長に報告を求めます。

5番、岸本眞一郎議員。

○5番(岸本眞一郎) 継続審査についての審査結果を報告します。

3月22日に本会議において付託を受けた陳情について、6月19日及び7月2日に委員会を開き、慎重に審査した結果、陳情第4号 こころの健康を守り推進する基本法(仮称)の法制化を求める意見書提出に関する陳情書については、趣旨採択と決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長(西川憲雄) 委員長報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 質疑なしと認めます。

以上で委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

これから、陳情第4号 こころの健康を守り推進する基本法の法制化を求める

意見書提出に関する陳情書を採決します。

委員長の報告は、陳情第4号は趣旨採択です。

お諮りします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、6月28日の議会において所管の常任委員会に付託した陳情について、審査が終了した旨報告がありましたので、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長に審査結果の報告を求めます。

6番、徳永英太郎議員。

○6番(徳永英太郎) 総務常任委員会における陳情についての審査結果を報告します。

6月28日の本会議において付託を受けた陳情について、7月2日委員会を開き、慎重に審査した結果、陳情第11号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択を求める陳情書は趣旨採択、陳情第12号 最低賃金の引き上げと安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充を求める意見書採択の陳情は不採択。なお、陳情第13号 智頭中学校の改築案に対する陳情書は調査検討が必要のため、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長(西川憲雄) 委員長報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 質疑なしと認めます。

以上で委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

これから、陳情第11号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択を求める陳情書、陳情第12号 最低賃金の引き上げと安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充を求める意見書採択の陳情を採決します。

委員長の報告は、陳情第11号は趣旨採択、陳情第12号は不採択です。

お諮りします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、民生常任委員長に審査結果の報告を求めます。

5番、岸本眞一郎議員。

○5番(岸本眞一郎) 民生常任委員会における陳情についての審査結果を報告します。

6月28日に本会議において付託を受けた陳情について、7月2日委員会を開き、慎重に審査した結果、陳情第9号 主要地方道津山智頭八東線改良促進の要望については採択、陳情第10号 急傾斜治山工事に関する要望書については採択、陳情第14号 陳情書については趣旨採択と決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長(西川憲雄) 委員長報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 質疑なしと認めます。

以上で委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

6番、徳永英太郎議員。

○6番(徳永英太郎) 私は、陳情第14号、三田部落区長よりの陳情書の趣旨採の審査結果に対し異議があり、反対の立場から討論をいたします。

そもそも議会は町民の方々の代表機関であります。議会基本条例第4条第4項にも、議会は、請願及び陳情を町民による政策提言と位置づけ、その審議においては、提案者の意見を聞く機会を設けるよう努めるものとするとうたっています。

趣旨採択と採択とでは町執行部に対するインパクトが全く違います。そういう意味では、議会は採択の上、執行部に対し住民の意見として届けるべきです。

陳情の様式は別に決まったものがあるわけではありません。一般の町民の方は、どの陳情をどのように出せばいいのかなど知る由もありません。今回の陳情がそれぞれ別々の4項目の陳情がまとめて出されていたことも趣旨採択の要因とするなら、事前に個別に提出すべきと丁寧に説明をすべきです。今回、その時間は十分にあったと考えます。

今、議会として町民の皆様代表機関として、民意を町執行部、行政に届けるという大きな義務を放棄したとなると、少なくとも私にはそのように見えます、まことに残念でなりません。

先ほどの全員協議会での委員会説明によりますと、除雪に対する陳情は可能性が低いからであるとか、バス停についても用地などめどが立ってからすべきなど、行政サイドに立った考え方をしています。できるできないはあくまでも行政が判断すべきで、議会はあくまでも住民としての民意を執行部に伝えるべきです。

再度言いますが、現実問題として陳情案件が事業採択されるか否かは町執行部が判断すべきですし、事前に議会サイドができるできないと事を判断していたとするならば、これは問題です。全員協議会のときの説明では到底納得できるものではありません。

したがって、陳情第14号、趣旨採択についての部分に反対をいたします。

○議長（西川憲雄） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

陳情第14号 陳情についてを採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり趣旨採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 8名）

○議長（西川憲雄） 起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり決定しました。

これから、陳情第9号 主要地方道津山智頭八東線改良促進の要望書、陳情第10号 急傾斜治山工事に関する要望書についてを採決します。

委員長の報告は、陳情第9号は採択、陳情第10号は採択です。

お諮りします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり決定しました。

日程第24. 発議第4号

○議長(西川憲雄) 日程第24、発議第4号 智頭町政治倫理条例の廃止についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

3番、田中 潔議員。

○3番(田中 潔) 智頭町政治倫理条例廃止の提案理由を申します。

智頭町政治倫理条例は平成13年、議員発議により、議員及び町長等が町民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、みずからの地位による影響力を不正に使い、みずからの利益を図ることのないように必要な事項を定めたものです。

しかし、条文内容等に問題点が多く見られ、平成19年に条例の一部改正を行いました。法令文として表記の誤りや、内容が地方自治法に抵触するおそれがあることや、議員の政治倫理についても、平成23年4月に制定した、議会における最高規範である智頭町議会基本条例で定めていることから、現在の智頭町政治倫理条例を廃止するものです。

以上であります。

○議長(西川憲雄) 説明は終わりました。

これから質疑並びに討論を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 討論なしと認めます。

以上で質疑並びに討論を終結します。

これから、発議第4号 智頭町政治倫理条例の廃止についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25. 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（西川憲雄） 日程第25、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務常任委員長、民生常任委員長、議会広報常任委員長、議会運営委員長より、閉会中の継続調査の申し出が出されております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第26. 議員派遣について

○議長（西川憲雄） 日程第26、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、会議規則第120条の規定により、お手元に配付した資

料のとおり派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付した資料のとおり、議員派遣することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第2回智頭町議会定例会を閉会します。

閉 会 午前11時35分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成24年7月4日

智頭町議会議長 西 川 憲 雄

智頭町議会議員 田 中 潔

智頭町議会議員 安 住 仁 志